

## 複雑性の低減と IFRS

米 山 祐 司  
北海道大学

### 要 旨

近年、複雑な企業取引を対象とすることで会計基準が過度に詳細で複雑な内容となり、これが情報利用者の理解可能性を損なう要因となっていると指摘されている。アメリカでは、財務報告の有用性を担保する質と透明性を確保するために、広範囲な領域で「複雑性」を低減するためのプログラムが進行してきている。この試みではアメリカの財務報告の改善に向けて会計基準ばかりではなく開示を含むアメリカの財務報告制度全体が対象とされている。

このアメリカの事例は、現在、法域における財務報告制度が効果的に機能するために必要な施策を示唆している。本稿の目的は、アメリカと IASB における「複雑性の低減」へ向けた活動の現状を確認し、そこから日本において IFRS を受け入れる際に考慮すべき論点を検討することにある。

会計基準における「複雑性の低減」のために、FASB と IASB はともに原則主義によるアプローチを採用し、測定属性の問題に取り組んできた。また、財務報告の有用性の観点から適切な開示のあり方を探っている。わが国が IFRS を開示制度に組み込むには、日本における財務報告の基本目的を明確にした開示政策に基づいてこのような IFRS との適合性を検討することが必要であろう。

## I はじめに

2017年10月現在においてIFRS適用済・適用決定会社数は150社を超えており、わが国においてもIFRSはすでに開示制度における会計基準として機能することが求められている。法域における法定開示にIFRSを会計基準として受け入れる際には、IFRSとその法域における財務報告の目的との適合性が問われる。この場合、前提として財務報告の目的の明確化が必要となろう。目的が明確化されていなければどのような会計情報を作成し、公表すべきかが確定せず、会計基準の検討は不安定な個別対応とならざるを得ない。

法定開示における財務報告は、市場における参加者の適正な意思決定に有用な情報を提供することを目的として拡充されてきている。市場に提供する開示情報が有用性を持たなければ財務報告は経済社会の基盤として機能しない。法域における財務報告の有用性の確保は、会計基準のみならず開示を含めた法域の財務報告制度全体に関連する課題となる。アメリカでは、財務報告<sup>(1)</sup>における「複雑性」が開示情報の有用性を損なっているという認識のもとで、制度的な対応をこの十数年にわたり継続してきた。そこでは財務報告の有用性を担保する質と透明性を確保するために、広範囲な領域で「複雑性の低減」を図るための複数のプロジェクトを並行して展開してきている。この試みはアメリカの「財務報告」の改善を目指しており、会計基準ばかりでなく開示を含むアメリカの財務報告制度全体を対象としている。

過去において情報作成者側における会計基準の過重負担問題（standards overload）が認識されてきていた。ただし、そこでは、中小企業における一般的な会計基準の適用による負担問題も含めて、会計基準が求める開示情報の

作成が情報作成者に過度の負担を強いることになっているのではないかと議論が中心であった。しかし、現在対象とされている「複雑性」は情報利用者と作成者双方にとっての問題として認識される。すなわち、情報利用者にとっては理解可能性を、作成者側には適切な適用を妨げる要因と認識される（CIFiR [2008] pp.18-19）。この「複雑性」として、財務諸表情報では混合属性による測定、画定基準、例外規程およびガイダンスのあり方が挙げられており、さらに近年の非財務情報の拡大も複雑性を増大させているところと認識されている。

現在の財務情報は法定開示においても自主開示においても財務報告の基本目的を意思決定有用性に置いている<sup>(2)</sup>。法定開示がその情報開示による投資者保護を法における目的とし、自主開示はステークホルダーを情報開示の対象として意識していても、その基本目的のためには情報利用者の視点から開示情報をとらえようとしているところは同様であろう。近年急速に広まり国際的に展開されてきている統合報告ではフレームワークの構築とその検討が進められてきているが、そこでは法定開示の財務報告と自主開示されている多様な開示報告書を整理統合し、簡素化を図ることでステークホルダーに有用な情報の提供を目指している。

法定開示での財務報告は情報利用者の意思決定における中心的な情報であり、企業の経済的実態を適正に表し、高い透明性を有することが求められている。しかし、その結果、複雑な企業取引と経済事象を対象とすることで会計基準および開示基準が過度に詳細で複雑な内容となってきたと認識され、これが基準設定の意図に反して情報利用者の理解可能性を損なう要因となっていると考えられてきているのである。

このアメリカの事例は、現在、法域における

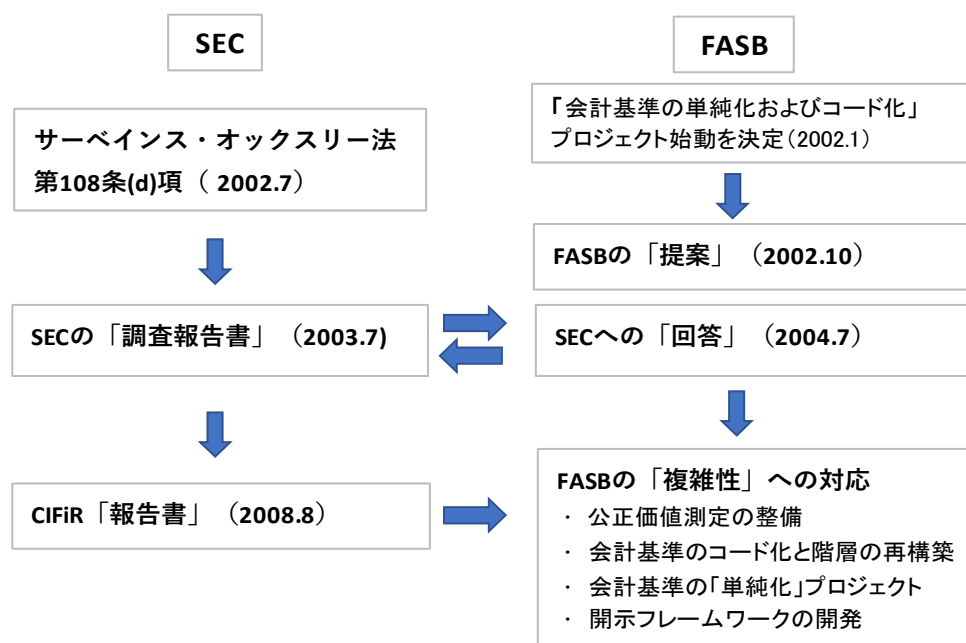
財務報告制度が有用性を確保し、効果的に機能するために必要な施策を示唆しており、日本における財務報告へのIFRS受け入れを検討するにあたり必要な視点を提供していると考えます。そこで、本稿では、アメリカとIASB（国際会計基準審議会）における「複雑性の低減」へ向けた活動の現状を確認し、そこから日本においてIFRSを受け入れる際に考慮すべき論点を検討したい。

## II アメリカにおける「複雑性」への挑戦

アメリカにおいては、2000年代に入り、SEC

（アメリカ証券取引委員会）とFASB（財務会計基準審議会）の双方においてこれまでの会計基準設定アプローチと会計基準体系に対する見直しを開始することになった。SECはサーベインス・オックスリー法における財務報告制度の改革を契機として、FASBでは現行の会計基準が財務報告の質と透明性を損なっているという懸念から幅広い領域で財務報告制度改革に着手している。図1はSECとFASBの試みとその連携をまとめている。

図1 SECとFASBによる「複雑性」への挑戦



FASBでは、企業取引の専門性と複雑性の増大により、会計基準の詳細化と複雑性が増加し、財務報告の質と透明性を損なっているとの懸念を有するようになった。この時期FASBはこの問題を会計基準の過重負担問題(standards

overload)<sup>③</sup>として認識し、2001年に「会計基準の単純化およびコード化」プロジェクトを開始することを決定した。ここでいう会計基準の「単純化(simplification)」では詳細な規則、例外および代替的処理を削減して原則や基本

目的を重視することで取引の形式よりも実態に注目することを目指しており、一方の「コード化 (codification)」は特定の事象に関連する「権威ある」文献の量の増加と多様化に対する懸念から関連文献の統合化を図ることであり、ガイダンスとの調整も対象としていた (FASB [2002a])。

同プロジェクトにより、2002年10月にFASBは「アメリカの会計基準設定における原則主義アプローチ(「提案」)」(FASB [2002b])を公表し、会計基準設定に原則主義アプローチを採用することへの意見募集を行っている。この「提案」は取引の形式よりも実態を重視し、今までの会計基準の特徴とされる細則主義による複雑さとは一線を画することを目指していた。ただし、この原則主義アプローチでの基本的な考え方は新しいものではなく、概念フレームワークの開発と通じるとされる。しかし、会計基準は過度に詳細で細則主義となっているとの現状認識から、例外規定、解釈指針やガイダンスを削減することが提案されている。また、このとき、関係者はそれぞれの立場で、原則主義アプローチの採用でもたらされることになる結果を受け入れなければならない。すなわち、FASBは今までEITF(緊急問題専門委員会)やAcSEC(会計基準執行委員会)が担ってきたガイダンス作成・公表の役割を引き受けることになること、財務報告の作成者や監査人は会計基準の適用において専門的な判断が求められることが多くなること、そしてSECや利用者はその「専門的判断」を受容することが求められることになる。

この「提案」では、原則主義アプローチと財務報告の質と透明性の改善の関連および将来の会計基準開発での採用の是非を問うことで会計基準設定におけるFASBの新たな方針を示している。FASBは、「提案」へのコメント

を検討した上で、2003年3月に会計基準の質と基準設定プロセス自体を改善する多様な試みを実施することを決定した(FASB[2004b])。

2001年秋のエンロン問題に対して、議会はサーベインス・オックスリー法により「アメリカの財務報告制度に大幅な改革を断行した。会計基準に関しては、取引や事象の経済的実態を忠実に反映する基準の改善、基準をより原則主義に基づくものにしようとする事」および「国際的な会計基準とのコンバージェンスを模索すること」をテーマとした調査をSECに命じている(ハーズ[2014]263頁)。すなわち、細目主義のアメリカの会計基準は、詳細さ故に逆に明文規定がないことは遵守しなくてもいいという認識をもたらしているのではないかとの考えから、SECに対してアメリカの財務報告制度への原則主義アプローチの適用を調査研究してその結果を1年以内に議会へ報告することを求めたのである。

SECの調査研究の結果は、2003年7月に「2002年サーベインス・オックスリー法第108条(d)項に基づくアメリカの財務報告制度による原則主義会計システムの採用についての研究(「調査報告書」)」(SEC[2004])として議会へ提出された。その中でSECからFASBへの勧告がなされているが、この勧告では財務報告制度においてFASBが関わる領域での課題として会計基準のみならず幅広い改善項目が取り上げられている。すなわち、ここで挙げられた勧告は、(1)「目的指向(objectives-oriented)」会計基準の設定、(2)概念フレームワークの整備、(3)FASBが「権威ある」ガイダンスを公表する唯一の機関となること、(4)IASBとの連携を維持すること、(5)GAAPの階層の再構築、(6)「権威ある文献」へのアクセスの改善および(7)公表文献を調査して細目主義による会計基準を特定して改訂を図ることである。

このうち、(1) は、概念フレームワークに基づきながら設定する会計基準の目的を明確に示す一方で、例外規定や画定基準を削減しながらも十分な詳細さと構造を持つことでより会計基準の理解と運用を可能にすることが目指されており、FASB の原則主義アプローチと差異はない。すでに原則主義アプローチによる会計基準設定を進めていた IASB との連携は、中長期的なコンバージェンスを進めることを 2002 年 9 月に合意（ノーワーク合意）しており、(4) でその継続を求めている。会計基準設定における概念フレームワークの重要性に注目しており、その整備を (2) で求めている。会計基準設定以外の勧告が (3)、(5)、(6) である。SEC も多くのガイダンスの存在が複雑性を生む要因の一つとして考えていることから、(3) で FASB が中心となったガイダンスの再整理を求めている。(5) の GAAP の階層とは AICPA の監査基準書第 69 号（SAS69）での「一般に認められた会計原則の階層」（AICPA [1992]）であり、カテゴリ a から d の 4 層となっていた複雑な階層構造を見直して GAAP の階層を再構築することを求めている。

(6) では多くの基準書とガイダンスが錯綜する状況の打開策の検討が求められている。このように SEC の「調査報告書」ではサーベインズ・オックスリー法の求める原則主義アプローチの適用可能性の検討を超えた範囲までを対象として財務報告制度改革を進める意向を明らかにしていた。

この「調査報告書」での勧告に対して FASB では翌 2004 年 7 月に「原則主義会計システムの適用についての SEC 調査報告書への回答（「回答」）」（FASB [2004b]）を公表した。基本的に SEC の勧告に同意して受け入れている<sup>④</sup>。(1) で SEC が挙げた「目的指向」会計基準は FASB の原則主義アプローチと同じである

として改善を進めることを伝えている。関連して (2) 概念フレームワークの整備においては、具体的な検討項目として、(a) 目的適合性、信頼性、比較可能性という質的特性間のトレードオフの検討、(b) 概念フレームワーク間の定義等の整合性の確保、(c) 測定属性の選択基準の確立を挙げている。(3) ガイダンスについては、取引の性質や複雑性からガイダンス自体の必要性はなくならないが、ガイダンスの領域における FASB の役割を増やして、会計基準の基礎概念や目的を説明する内容のガイダンスにシフトしていくことを目指すとした。(5) GAAP の階層の再構築では、階層を「権威ある」と「権威のない」の 2 区分に単純化することと特に今まで「権威のないその他文献」とされてきた概念フレームワークの位置を検討するという方向性を示していた。(6) 「権威ある」文献へのアクセスの改善では将来的には包括的なデータベースへの無料アクセスを実施することに向けてすでに着手しており、一部には「完了」した事項もあることを伝えている。SEC の勧告は議会での要求を超えてアメリカの財務報告制度の複雑性に対する幅広い対応を求めていたが、FASB が進めてきていたプロジェクトとも方向性は重なるものであった。

SEC ではさらに 2007 年 7 月に CIFI R（財務報告改善諮問委員会）を設置し、「不必要な複雑性を削減し、SEC 向け財務報告の有用性と理解可能性を改善する」という 2 つの使命を与えた。諮問委員会では 4 つの小委員会での検討を基にして「アメリカ証券取引委員会への財務報告の改善に関する諮問委員会の最終報告書（報告書）」（CIFI R [2008]）を公表し、その中で 4 章からなる SEC への勧告を行っている（図 2）。

各章のタイトルからみられるように、勧告の対象範囲は先の SEC から FASB への勧告よりも広くアメリカの財務報告制度をカバーする

ものとなっている。このうち、第1章複雑性では、混合属性による測定を取り上げ、FASBによる測定属性の選択基準の確立と適用範囲の検討を求めている（勧告1.1）。アメリカの会計基準の細目主義の弊害除去の指摘では今までも挙げられていた項目と同じところがあるが（勧告1.4, 1.7, 1.8, 1.9）<sup>5)</sup>、勧告1.2と1.3では会計基準の範疇を超えてFASBとSECが共同で開示フレームワークを開発し、開示ガイダンスを調整することを求めている。これは財務諸表における脚注開示と財務諸表外開示において開示の統合と追加の検討を求めている

るのであり、開示の増加による複雑性への対応である。また、第2章会計基準設定の勧告2.4においてFASBの役割と責任の明確化として求めているのは、会計基準とガイダンスの設定と公表を単一の機関とすることおよび会計基準のコード化と階層構造の再構築であった。

このCIFiR「報告書」での勧告は、SECに対してFASBおよびPCAOB（公開会社会計監視委員会）と連携して対応を図ることを求めているが、FASBはすでに進めているFASB自身のプロジェクトとこれらの勧告に応じた形で活動を展開していくことになる。

図2 CIFiR「報告書」での勧告

<b>SECへの勧告</b>	
<b>第1章 複雑性</b>	
勧告1.1	混合属性モデルに起因する複雑性の低減
勧告1.2	FASBとの共同による開示フレームワークの開発
勧告1.3	SECとFASBの間での開示ガイダンスの調整
勧告1.4	画定基準の排除
勧告1.5	機械的なルールの遵守よりも経済的実質を考慮するように啓蒙
勧告1.6	特定の産業を基礎としない会計基準
勧告1.7	代替的会計処理方法の排除
勧告1.8	例外規定の最小化
勧告1.9	異なる手法の併存の削除
<b>第2章 会計基準設定</b>	
勧告2.1	会計基準設定での投資者の視点の重視
勧告2.2	FASBのガバナンスの強化
勧告2.3	会計基準設定における効果、効率性、適時性の改善の持続
勧告2.4	FASBの役割と責任の明確化
第3章	監査プロセスと規則遵守 省略
第4章	財務情報の伝達 省略

出所：CIFiR [2008].

### Ⅲ アメリカにおける「複雑性」への対応

FASBはCIFiR「報告書」の公表から1年後

に、状況報告書を公表してそれまでの取り組みと今後の取り組みについて報告している（ハーズ [2014] 259頁）。その後のFASBの活動は大きく4つの分野において展開されている。第

1 は公正価値測定の整備の領域であり、第 2 は会計基準のコード化と階層の再構築、第 3 は会計基準の「単純化」プロジェクト、第 4 は開示フレームワークの開発であり、以下、4 つの領域での活動をj確認する。

## 1. 公正価値測定の整備

FASB は、1991 年の FAS107 において金融商品の公正価値の開示を求めた後、公正価値に関する多くの会計基準を公表してきている。2006 年には FAS157 で公正価値の定義とインプットのレベルを分類し、2007 年の FAS159 では公正価値オプションを導入している<sup>6)</sup>。

CIFiR の「報告書」において混合属性による測定に起因する複雑性への対応として測定属性の選択基準の確立と適用範囲の検討を勧告されていたが、2010 年 5 月には、金融商品会計およびデリバティブとヘッジ会計を改訂する公開草案 (FASB [2010a]) を公表した。この公開草案の目的は「企業の財務諸表における金融商品の認識、測定および表示に関する改善され一貫性を持った財務報告モデルを提供する」ことにあり、「そのモデルは多くの金融商品を公正価値で認識、測定することにより財務諸表で利用者に提供される情報の意思決定有用性を高める」ことになるとしていた (FASB [2010a] para.2)。すなわち、この 2010 年の公開草案では、公正価値測定に対する例外 (適格金融資産、要求払預金負債、短期受取債権・支払債務、特定償還投資) を示しながらも、金融商品に対する公正価値測定と損益処理を推進していた。

2010 年の公開草案のあとも審議は継続され、2013 年になって再公開草案 (FASB [2013]) が公表されている。この 2013 年の公開草案では、すべての金融商品を公正価値測定し、損益処理を求める基本方針から後退し、契約キャッ

シュ・フローの性格とビジネスモデルの両方で分類と測定を行う方向へ移動することになった。すなわち、公正価値以外の測定属性を認める方向を選択し (FASB [2013] para.BC19)、IFRS9 と類似する内容となっている。しかし、2016 年に公表された会計基準アップデート (FASB [2016]) では、コスト・ベネフィット分析での検討により、ベネフィットがコストに見合わないjと判断して、再公開草案の方針を変更した。

公開草案にはそもそもの目的である金融商品会計の複雑性について「明確な複雑性の減少」が不足しているとの意見があったが、再公開草案でも複雑性を減少させる代替案を出せなかった。また、財務諸表利用者に提供する有用性が大きく増加しているとはいえないことからコストを正当化できない (FASB [2016] para.BC43 and para. BC45)) とされた。結果、限定的な改訂内容となり、IFRS との間の差異も残すこととなった。

## 2. 会計基準のコード化と階層の再構築

複雑な会計基準体系をコード化することは 2002 年時点ですでに FASB のプロジェクトの対象であり、会計基準の階層の再構築は SEC の「調査報告書」での勧告ともなっていた。SEC の「調査報告書」に対する FASB の「回答」においても、階層の簡素化と概念フレームワークの位置付けを検討することを伝えていた。さらに、これらは共に CIFiR の「報告書」における勧告でもある。

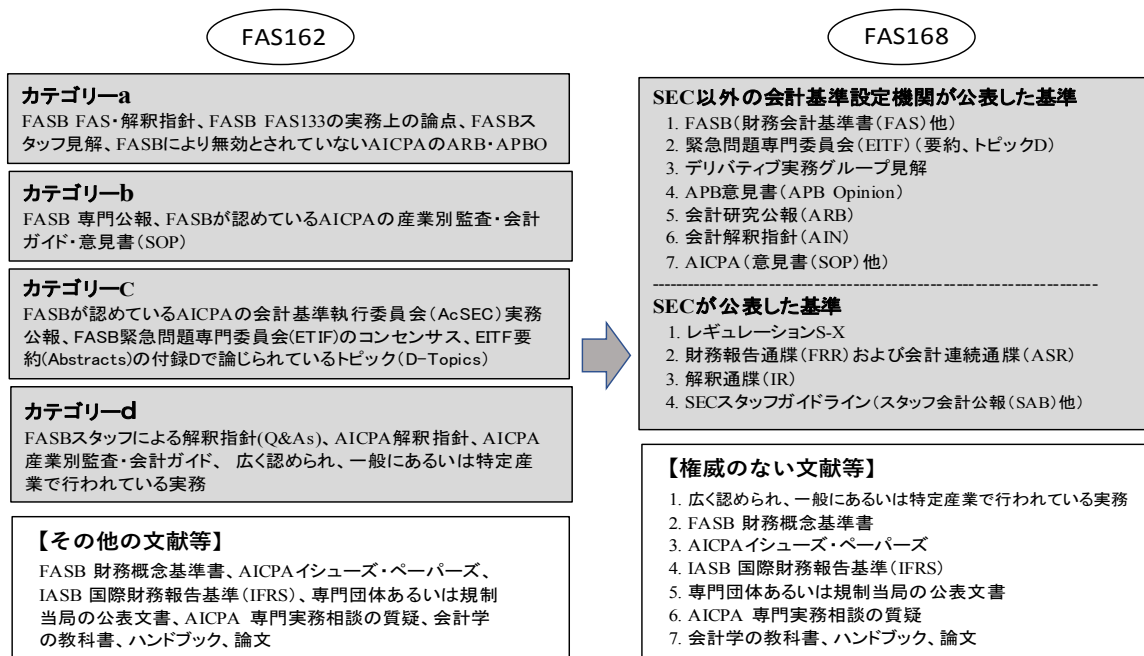
会計基準の階層の見直しは、FAS162 (FASB [2008]) と FAS168 (FASB [2009]) の公表により段階的に行われた。会計関連の文献を「権威ある」ものとしてカテゴリー a から d までの 4 階層に分類し、その他の文献を「権威な

い」ものとしたのは AICPA の SAS69 であった。FASB では、この SAS69 が監査のための GAAP を示すことを目的としていることから監査人指向であり、GAAP に準拠した財務諸表を作成する義務がある作成者指向ではないことに批判的であった。今後、(1) 多階層となっている状況から「権威ある」と「権威のない」文献の 2 区分に整理し、(2) SAS69 ではカテゴリに入っていない財務概念基準書の扱いを議論していくこととした (FASB [2008] para.A6)。ただし、カテゴリ a から d までの多様な文献を単一の権威ある体系としてまとめるコード化プロジェクトが進展していることから、この FAS162 では SAS69 によるカテゴリ内の文献の一部追加・削除に止め、階層の再構築は FAS162 に置き換わった FAS168 まで待たねばならなかった。

FAS168 では、GAAP の原典として新たに FASB 会計基準コーディフィケーション

(ASC) を公表した<sup>7)</sup>。財務諸表作成にあたり準拠すべき GAAP は多様な文献からなっていたが、トピックごとにまとめられた単一の原典に集大成されたのである。FAS168 による階層の再構築は図 3 となる。階層の 2 区分化が図られているが、「権威ある」文献領域には SEC 規則が組み込まれることになった。ただし、財務諸表に関連する Regulation S-X 等が対象であり、財務諸表外の MD&A、監査、独立性等は含まれず、この SEC 規則の改訂に FASB は関与しない。また、概念フレームワークを「権威のない」区分の領域から引き上げることが一つの目的であったが、見送りとなっている。今回は GAAP の変更ではないということで大きな変化を避けたと推測される。FAS168 では、「権威ある」文献へのアクセスの改善も含めて複雑な会計基準体系の整理をコード化と階層の再構築により果たしている。

図 3 アメリカ会計基準の階層の再構築



出所：FASB [2008] and FASB [2009].



### 3. 会計基準の「単純化」プロジェクト

FASB では、2014 年に公表した会計基準アップデート (ASU) から会計基準の「単純化 (simplification)」のための改訂作業を開始している。ここでは、財務諸表利用者に提供される情報の有用性を維持、改善しながらも、財務諸表作成者の費用を削減し、財務報告における複雑性を減少させることを目指している。ただし、短期間で実行するために範囲を限定している。この「単純化」がどのような内容で行われているかを 2 つの事例から確認したい。

2015 年 1 月に公表された ASU2015-01「損益計算書—異常項目でない項目 (サブトピック 225-20) : 異常項目の概念の削除による損益計算書の表示の単純化」(FASB [2016]) は、今まで「通常でない性格」と「稀に発生する」の条件を満たした事象または取引は「異常項目」として損益計算書で別個に分類、表示することを要求していたが、情報利用者からは条件を満たす時期が不明であるあるいは該当ケースが稀であるとの意見が出ていた。そこで、「異常項目」の概念を削除し、「継続事業からの損益」と「非継続事業からの損益」の 2 区分にすることにより損益計算書の表示を単純化している。

2017 年 1 月公表の ASU2017-04「無形資産—のれんおよびその他 (トピック 350) : のれんの減損テストの単純化」(FASB [2017]) では、のれんの減損処理における手順を省略化している。従来、のれんの減損テストは段階的になっており、ステップ 1 では報告単位の公正価値とのれんを含む帳簿価額を比較して公正価値が下回るときにステップ 2 に進む。ステップ 2 ではのれんの暗示された (implied) 公正価値とその帳簿価額を比較して差額を減損損失と認識していた。しかし、企業の資産負債の公正価値評価が複雑で費用がかかるとの意見があ

り、ステップ 2 を削除してステップ 1 における報告単位での比較のみとすることにより単純化を図っている<sup>6)</sup>。

この会計基準における不必要な複雑性を削減する「単純化」の試みは現在も継続している。

### 4. 開示フレームワークの開発

財務報告における開示の増大、いわゆる「開示過多 (disclosure overload)」の問題は、財務報告の「理解可能性と使い勝手に悪影響を及ぼす」(ハーズ [2014] 264 頁) と認識されており、CIFiR の「報告書」でも SEC と FASB の開示要件を全体的に統合する開示フレームワークの開発が勧告されていた。FASB では、この CIFiR や ITAC (投資家専門諮問委員会) の勧告を受け入れ、開示フレームワークを開発するプロジェクトを 2009 年 7 月にアジェンダに追加した。ただし、プロジェクトの対象範囲を財務諸表の注記開示に限定するかあるいは CIFiR の勧告のように MD&A 等の財務諸表外開示との統合まで拡大するかは決定されておらず、検討課題となっていた。

FASB では 2012 年 7 月に財務諸表の注記における開示の有効性を改善することを目的に掲げて討議資料「開示フレームワーク」(FASB [2012]) を公開してコメントを求めた。ここでは、財務諸表利用者にとって最も重要な情報を明確に伝達することが開示の有効性の改善につながると考えており、必ずしも注記開示の削減を目指してはいないとしている。討議資料に対するコメントを検討した後、2014 年 3 月に公開草案「概念基準書の提案—概念フレームワーク第 8 章：財務諸表への注記」(FASB [2014]) が公表された。この公開草案では、既存の開示規程の評価と将来の開示規程作成の基礎とするために開示規程における一貫した概念を開発して概念フレームワークに組み

込むことを目指している。ただし、開示フレームワークの検討にあたっては討議資料の段階で「財務諸表の注記における開示に限定されており、SEC 届出書に含まれるその他財務情報まで及んでいないために、CIFI R の勧告に十分応えたものとはなっていない」（ハーズ [2014] 266 頁）。この公開草案においてもその対象範囲は注記で開示するのが適切な情報と制限すべき情報の特定化に焦点を当てることに止まっていた。

開示フレームワークプロジェクトは、現在、FASB と企業の両方の視点から会計基準の開示の見直しを行っており、(a) 公正価値測定 (ASC820-10-50)、(b) 確定給付制度 (ASC 715-20-50)、(c) 法人税 (ASC740-10-50) および (d) 棚卸資産 (ASC330-10-50) の開示領域で、(1) 該当するトピックにおける既存の開示規程の調査と (2) 注記開示における企業による適切な判断の促進が試みられている。2014 年の公開草案は (1) のための FASB の側の基礎を提供するものであり、一方の (2) の企業の適切な判断のためには ASC の「重要性」概念に法的概念を採用することを 2015 年に提案している (FASB [2015b])。すなわち、この開示フレームワークプロジェクトでは、FASB が「FASB の意思決定プロセス」から適切な開示規程を提供し、他方で企業が「企業の意思決定プロセス」として重要性を判断することで利用者にとっての効果的な注記開示になると考えており、両面での対応を進めているのである。

## IV IASB における「複雑性」への対応

### 1. 金融商品の測定における「複雑性の低減」

公正価値測定の適用範囲は公正価値測定を

選好する傾向にある IASB においても常に重要な問題であった。金融商品の認識と測定の会計基準である IAS39「金融商品：認識と測定」の改訂過程では、全面公正価値、公正価値オプションあるいは混合属性による測定の選択が関係者間において常に議論となってきた (高寺・草野 [2007])。IAS39 は、金融商品の保有目的に応じた測定属性を定めており、これが複雑性と客観性の欠如をもたらしているとみなされていた。

IASB と FASB では、共に、金融商品の報告において、原則主義に基づき、より複雑性の少ない会計基準の開発を求められてきたため、両審議会がその開発を進めるのに役立つ情報を収集することを目的として (IASB [2008] paras. IN1-IN2)、IASB は 2008 年 3 月にディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表した。このディスカッション・ペーパーでは、金融商品の報告における複雑性を生む要因および財務報告を改善して複雑性を削減するための中期と長期でのアプローチを考察している。金融商品の測定方法と関連規則の多様性が複雑性を生み出す源泉と IASB は認識し、長期的には、すべての金融商品に同じ測定属性を適用することが測定問題を解決することになり、その測定属性は公正価値が適切であると考えた。ただし、公正価値の変動から生じる利益の増減や未実現損益の表示などの解決すべき問題がまだ多く残っており、長期的アプローチの前に中期的なアプローチとして金融商品の区分を削減すること、原則公正価値による測定を求めながらも例外を認めることおよびヘッジ会計の単純化を図ることを考えていた (IASB [2008] paras. IN3-IN10)。

ディスカッション・ペーパーで掲げた全面公正価値会計に対しては、従来から反対も多く、

2009年11月公表のIFRS9「金融商品」でも、すべての金融資産を公正価値で測定することは断念した。IFRSでは、「報告実体のビジネスモデルとして、元本と利息の受取を通じて契約上のキャッシュ・フローを回収する金融資産を公正価値ではなく、償却原価で測定する」(草野[2010]102頁)ことで、公正価値と償却原価の「混合属性アプローチ」の採用を決定した。すなわち、「事業モデル」と「契約上のキャッシュ・フローの特性」に応じて償却原価による測定と公正価値による測定に分類することになったのであり、測定属性の選択は期待される将来のキャッシュ・フローに応じて決めることになった。これは分類の単純化といえる。

IASBが2015年5月に公表した公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」(IASB[2015])では、さらに、混合属性による測定の妥当性を述べている。すなわち、理解可能性は使用される異なる「測定基礎」の数に左右され、財務諸表において使用される「測定基礎」の数が増加すると結果として生じる情報は複雑性が高くなり、これは理解可能性を低下させ、財務諸表の数値は意味が乏しくなる。しかし、目的適合性のより高い情報を提供するために必要な場合には、「測定基礎」の数を増加させることが適切である可能性があるとするのである(IASB[2015] para.6.62)。結局、IASBでは複雑性の低減の制約のもとでの混合属性による測定を継続することになったのである。

## 2. 「財務報告におけるコミュニケーションの改善」の試み

IASBでは、現在、「財務報告におけるコミュニケーションの改善(Better Communication)」を重要なテーマとして取り上げており、そのテーマの下で種々のプロジェクトが展開されてきている。このプロジェクトには、(1)基本財

務諸表、(2)開示に関する取り組み(開示イニシアティブ)および(3)IFRSタクソノミーの領域があり、このうち(1)では主として基本財務諸表の構造と記載内容を検討し、(3)は電子媒体によるIFRS準拠情報の報告のための基盤作りに取り組んでいる。

(2)開示イニシアティブでは、さらに、(a)「開示原則」開発プロジェクトと(b)「重要性」プロジェクトが進められてきている。(a)の「開示原則」開発プロジェクトは、財務諸表の目的に適合し、有用で理解可能な情報の提供を目指す財務諸表の注記開示のための「開示原則」の開発を目指しており、2017年3月にディスカッション・ペーパー「開示イニシアティブー開示原則」(IASB[2017a])を公表してコメントを求めている。一方、(b)では、IAS1「財務諸表の表示」およびIAS8「会計方針、会計の見積もりの変更および誤謬」における「重要性」の定義の修正を提案する公開草案(IASB[2017c])を公表し、同日に企業における「重要性」の適用判断を扱う実務記述書(Practice Statement)(IASB[2017d])を公表した。

このような多様な方向において展開されているコミュニケーションの改善の試みは、利用者の意思決定に有用な財務情報が利用者に効果的に伝達されることを重要視しているが、対象範囲は財務諸表における注記開示の範囲である。

## V おわりに

本稿においては、アメリカにおける財務報告制度改革の経緯と目的を検討することで、財務報告における「複雑性」を低減させることが利用者の理解可能性を高めることになり、これが財務報告の有用性を高めるとの理解のもとでSECとFASBが多様なプロジェクトを進めて

きたことを確認した。SEC と FASB の視野はあくまでアメリカの開示制度における SEC 向け財務報告に向けられていたが、会計基準の測定、表現、開示から会計基準へのアクセスまでの幅広い範囲を対象としていた。法域における財務報告の有用性を担保する質と透明性を確保するために財務報告制度を構成する多くの要因が考慮されている。

会計基準における「複雑性の低減」として、FASB と IASB では原則主義によるアプローチを採用し、測定属性が検討されてきた。原則主義アプローチの採用は、作成者、監査人および利用者による受容可能性が問われる。すなわち、財務報告の作成者や監査人は専門的な判断を、そして SEC や利用者はその「専門的判断」を受容することが求められることになる。しかし、画定基準や例外規定に対する作成者や監査人の需要は依然として大きいようである<sup>9)</sup>。また、公正価値評価の適用範囲をどこまでとするか、公正価値と取得原価・償却原価の混合の割合もまだ確定していない。測定された財務情報に何を求めているのかが問われているのであるが、今の状況が「均衡点なのか、それとも変化の過程なのか」(徳賀 [2012] 143 頁) は定まっていない。

財務報告における開示は財務諸表の注記開示と財務諸表外情報開示の双方において利用者にとっての有用性の観点から重視され<sup>10)</sup>、ともに増加する傾向にある。一方で、開示過多の弊害も指摘されており、開示要件の統合と整理が FASB と IASB 双方で進められているが、現在、対象範囲は財務諸表の注記開示に限定されている。ただし、IASB では 2017 年春に実務記述書「経営者による説明 (Management Commentary)」を改訂・更新するプロジェクトを検討することを暫定的に決定し、「企業報告」における積極的役割の検討を示唆した

(IASB [2017b])。実務記述書は強制力のないガイダンスであり、IASB は法域における財務諸表外開示を決定する権限はないが、今後の展開によっては IASB が財務諸表外開示の領域での活動をより拡大する可能性もある。

アメリカにおける財務報告制度改革は異なる法域であるわが国にそのまま踏襲することはできないが、わが国の財務報告制度を考えたとき検討すべき領域を示唆している。IASB と FASB では近年連携がとれずに会計基準で新たな差異を生じるところもあるが、会計基準における「複雑性の低減」として、FASB と IASB はともに原則主義によるアプローチを採用し、測定属性の問題に取り組んできた。また、財務報告の有用性の観点から開示における統一的な原則を探っている。わが国が IFRS を開示制度に組み込むには、日本では財務報告に何を求めるか、その基本目的を明確にした開示政策のもとでこのような IFRS との適合性を検討することが必要であろう。

## 注

- (1) アメリカにおける財務報告は、基本財務諸表(財務諸表(認識・測定)・注記開示)および財務諸表外開示情報(「その他の財務報告の手段」、MD&A 等)であり、CSR 情報等は「情報利用者の意思決定にとって有用な情報」ではあっても財務報告外の「その他の手段」となる(FASB [1984])。
- (2) FASB と IASB における財務報告の基本目的はともに「現在および将来の投資者、与信者およびその他債権者が、報告実体へ資源を提供するか否かの意思決定を行ううえで有用である報告実体に関する財務情報を提供することにある」(FASB [2010] para.OB2 and IASB [2010] para.OB2)。
- (3) FASB では、この会計基準の過重負担(standards overload)を、会計規則の量、その詳細性と複雑性のレベル、求められる注記開示の量および必要な会計規則に辿り着くまでの困難さとして認識していた。過重負担については、広瀬 [2011]

- 279-282 頁を参照。
- (4) なお、(7) については、IASB との共同プロジェクトの進展状況に依存しており、具体的実施予定はないとしていた。
- (5) CIFI「報告書」では、「複雑性」を「理解し、適用することが困難な状態」と定義しているが、第 1 章複雑性での勧告にある「測定属性の混合による複雑性」、「開示情報への対応」、「画定基準」および「例外規定」についての詳細は、広瀬 [2011] 285 頁を参照。
- (6) アメリカにおける公正価値会計基準の展開と公正価値測定の論点については、川村 [2014] を参照。
- (7) FAS168 による階層の再構築については、杉本 [2010] を参照。
- (8) ASU2017-04 の改訂の詳細は川西 [2017] 26-28 頁を参照。
- (9) FASB が 2009 年に CIFI「報告書」における勧告の実施状況を報告しているが、会計基準に詳細な適用指針、数値基準および例外を求める需要が依然として大きいことを指摘しており、これらの需要を生み出す制度的、法的、文化的要因の改善をさらに進める必要を指摘していた（ハーズ [2014] 259 頁）。
- (10) IASB では IFRS8「事業セグメント」の適用後レビューを行い、経営者の視点に基づくマネジメント・アプローチによりセグメントを識別することで、(1) 財務諸表におけるセグメント情報、(2) 財務諸表外開示の MD&A、(3) その他の投資家向けプレゼン資料などの開示情報間で首尾一貫した記載がなされ、利用者は情報を組み合わせることで詳細な情報を得ることができるとしており、財務諸表外情報を含む開示情報の適切な提供と連繋が財務報告の改善になるとみている（浅野 [2016] 37-38 頁および小柳 [2017] 28-30 頁）。
- 参考文献**
- AICPA [1992], SAS69, *The Meaning of Present Fairly in Conformity with Generally Accepted Accounting Principles in the Independent Auditor's Report*, January, AICPA.
- FASB [1978], SFAC1, *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November, FASB.
- FASB [1984], SFAC5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December, FASB.
- FASB [2002a], "The FASB Addresses Standards Overload Through New Projects", *The FASB Report*, February, FASB.
- FASB [2002b], *Principles-Based Approach to U.S. Standard Setting*, October, FASB.
- FASB [2004], *FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System*, July, FASB.
- FASB [2008], FAS162, *The Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles*, May, FASB.
- FASB [2009a], FAS168, *The FASB Accounting Standards Codification and Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles : A Replacement of FASB Statement 162*, June, FASB.
- FASB [2009b], "FASB Initiates "Disclosure Framework" Project Aimed at More Useful, Organized and Consistent Disclosure", *News Release*, July, FASB.
- FASB [2010a], Exposure Draft, *Proposed Accounting Standards Update-Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities: Financial Instruments (Topic 825) and Derivatives and Hedging (Topic 815)*, May, FASB.
- FASB[2010b], SFAC8, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, September, FASB.
- FASB [2012], Discussion Paper, *Invitation to Comment : Disclosure Framework*, July, FASB.
- FASB [2013], Exposure Draft, *Proposed Accounting Standards Update-Financial Instruments-Overall (Subtopic 825-10): Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, February, FASB.
- FASB [2014], Exposure Draft, *Proposed Concepts Statement-Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 8 : Notes to Financial Statements*, March, FASB.
- FASB [2015a], ASU2015-01, *Income Statement-Extraordinary and Unusual Items (Subtopic 225-20) : Simplifying Income Statement Presentation by Eliminating the Concept of Extraordinary Items*, January, FASB.
- FASB [2015b], Exposure Draft, *Proposed Accounting Standards Update-Notes to Financial Statements (Topic 235) : Assessing Whether Disclosure Are Material*, September, FASB.
- FASB[2016], ASU2016-01, *Financial Instruments-Overall (Topic 825-10) : Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities*, January, FASB.
- FASB [2017], ASU2017-04, *Intangibles-Goodwill and Other (Topic 350) : Simplifying the Test for*

- Goodwill Impairment*, January, FASB.
- IASB [2008], Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, March, IASB.
- IASB [2009], IFRS9, *Financial Instruments*, November, IASB.
- IASB [2015], Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, May, IASB.
- IASB [2017a], Discussion Paper, *Disclosure Initiative-Principles of Disclosure*, March, IASB.
- IASB [2017b], Agenda Paper 28B, *Implications for the Board: options for the Work Plan*, March, IASB.
- IASB [2017c], Exposure Draft, *Definition of Material* (Proposed amendments to IAS1 and IAS8), September, IASB.
- IASB [2017d], Practice Statement 2, *Making Materiality Judgements*, September, IASB.
- SEC [2003], *Study Pursuant to Section 108(d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the Adoption by the United States Financial Reporting System of a Principles-Based Accounting System*, July, SEC.
- SEC Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting (CIFiR) [2008], *Final Report of the Advisory Committee on Improvements to Financial Reporting to the United States Securities and Exchange Commission*, August, SEC.
- 浅野敬志 [2016], 「マネジメント・アプローチの有効性—『経営者の恣意性』と『比較可能性』の視点から」『会計』第190巻第5号, 31-45頁。
- 川西安喜 [2017], 「のれんの会計処理に係る国際的な会計基準の動向」『企業会計』第69巻第7号, 21-28頁。
- 川村義則 [2014], 「アメリカにおける展開」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社, 29-58頁。
- 草野真樹 [2010], 「金融危機後の公正価値測定の動向とその特徴」『経済論叢 (京都大学)』第184巻第3号, 95-111頁。
- 小柳千佳子 [2017], 「適用後レビューから生じたIFRS第8号『事業セグメント』の明確化 (2016年10月の議論)」『週刊 経営財務』第3,300号, 28-32頁。
- 杉本徳栄 [2010], 「U.S.GAAPの制度性」『経済論叢 (京都大学)』第184巻第3号, 3-23頁。
- 高寺貞夫・草野真樹 [2007], 「公正価値性オプションの制限による混合属性会計の再制度化」『企業会計』第59巻第6号, 118-129頁。
- 徳賀芳弘 [2012], 「会計基準における混合会計モデルの検討」『金融研究 (日本銀行金融研究所)』第31巻第3号, 141-204頁。
- 広瀬義州編著 [2011], 『財務報告の変革』中央経済社, 2011年。
- ロバート・H・ハーズ (杉本徳栄・橋本尚訳) [2014], 『会計の変革』同文館出版, 2014年。

(付記) 本稿は JSPS 基盤研究 (C) 課題番号 16K03974 の助成を受けたものである。